

環廃産発第101224002号  
平成22年12月24日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

### 再生碎石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

石綿含有産業廃棄物等の適正処理については、平成22年9月9日付け環廃産発第100909003号本職通知により、解体現場や破碎施設に係る立入検査の実施等についてお願いし、今般、一部の施設等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に係る違反等がみられた旨、報告があつたところである。

ついては、下記事項に留意の上、石綿含有産業廃棄物が法に基づき適正に処理されるよう事業者及び処理業者等に対する指導を徹底するとともに、不適正な処理が認められた場合にあっては、行政処分の指針(平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号)に基づき厳格に対応するとともに、当該不適正処理が継続することがないよう改善についての確認を徹底し、又、石綿が混入した再生碎石が製造されたことが明らかになつた場合は、関係部局と連携し当該再生碎石の販売先の把握を行う等、可能な範囲で当該産業廃棄物の流通実態を把握し、適正処理の確保に努めるよう、改めてお願いする。

また、今後とも、貴都道府県又は貴政令市の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。)を所管する部局及び各都道府県労働局等の関係機関との情報交換等連携に努めるよう、併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

- 1 解体現場等における石綿含有産業廃棄物の処理については、他の廃棄物が混入することがないよう分別して保管、運搬する等、法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、事業者が処理を委託する場合にあっては、委託基準を遵守し、破碎処理を委託することがないよう指導を徹底すること。
- 2 再生碎石を製造する破碎業者等処理業者については、受入時における確認を徹底する等、法に基づく維持管理基準及び処理基準を遵守するとともに、石綿含有産業廃棄物が混入し又は混入のおそれのあるがれき類については受入を行わないよう指導すること。